

令和5年8月9日

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処  
会 計 科 長 鈴 木 英 一

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	数量
防火帯草刈役務	仕様書のとおり	式	1

(2) 履行場所 陸上自衛隊 白老駐屯地

(3) 履行期限 令和5年11月30日(木)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次のいずれかの資格を有するもの。

ア 令和4年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付の資格を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者

イ 防衛省関係機関資格審査で「土木一式」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級を有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者

(3) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

(2) 現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科と調整されたい。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 日時 令和5年9月21日(木) 11時00分～

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会議室

6 落札決定方法

総額により決定する。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、同額の場合は抽選とする。

なお、当該応札価格が予決令第85条の規定により契約内容に適合した履行がな

されないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、予決令第86条の調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

#### 7 保証金等に関する事項

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵送等による入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

#### 9 契約書等の作成

##### ア 全般

落札決定後、関係法令等に基づき契約書等を作成し、工事請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

##### イ 提出

##### (ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）12第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。正しい、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる

##### (イ) 提出方法

白老弾薬支処会計科に持参又は郵送すること。

##### (ロ) 様式

陸上自衛隊標準契約書

##### (ハ) 付帯する特約条項

#### 10 その他

##### (1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

##### (2) 期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第5項に示す日時・場所に不在であっても入札に参加することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

- ア 入札書の作成要領  
入札書は、「防火帯草刈役務」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
- イ 入札要領
- (ア) 郵送又は託送の場合
- a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達の実証ができるようにする。
- b 送付先  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科
- c 入札期限  
令和5年9月20日(水) 17時00分(必着)
- d 到着の確認  
発送した後、会計科担当者に期日前入札(不在入札)による応札である旨を、下記(6)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。
- (イ) 持込の場合
- a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科に持込する。
- b 入札期限  
令和5年9月21日(木) 10時00分(必着)
- (3) 再度入札
- ア 期日前入札(不在入札)者がいない場合、直ちに実施する。
- イ 期日前入札(不在入札)者がいる場合
- (ア) 再度入札の実施日時  
令和5年9月26日(火) 11時00分
- (イ) 不在入札による場合の入札期限
- a 郵送又は託送  
令和5年9月25日(月) 17時00分(必着)
- b 持込の場合  
令和5年9月26日(火) 10時00分(必着)
- (ウ) その他の要領  
初度の入札と同様
- (4) 「2(2)に示す資格を証する書類」に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写し」を入札開始前までに提出する。また、期日前入札(不在入札)による入札の場合も同様とする。
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始前までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様等に関する事項  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 補給科(担当:谷口)  
電話 0144-82-2107(内線249)
- イ 入札及び契約等に関する事項  
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科(担当:給前)  
電話 0144-82-2107(内線284)

(7) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 白老駐屯地

(イ) 札幌駐屯地

(ウ) 真駒内駐屯地

(エ) 東千歳駐屯地

(オ) 島松駐屯地

(カ) 札幌・苫小牧・白老・登別・室蘭 各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(8) 公告掲示期間

令和5年8月9日～令和5年9月21日

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

  - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。